

第14期第2回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会議次第

開催日時：令和8年2月24日（火）13：30～

開催場所：第2水産ビル4S会議室

1 議事事項

[議案第1号]

副会長の選出について

[議案第2号]

令和8年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等について

- (1) 委員会指示第1号
- (2) 委員会指示第2号
- (3) 日本海まぐろ漁業事務取扱要領
- (4) 日本海まぐろ漁業事務取扱方針

[議案第3号]

武蔵堆海域における操業要望について

2 報告事項

- (1) 令和7年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果について
- (2) 令和8年度各海域における操業協定について
- (3) 日本海くろまぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
- (4) 日本海くろまぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について
- (5) くろまぐろ漁業に係る知事許可化の検討状況について

3 その他

第14期第2回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会出席者名簿

開催日時：令和8年2月24日(水)13:30～

開催場所：第2水産ビル4S会議室

所属	役職	氏名
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（宗谷）	会長	桜庭 研児
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（宗谷）	委員	沖野 平昭
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（留萌）	副会長	三浦 順一
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（留萌）	委員	佐々木 敬祐
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（石狩後志）	委員	河崎 信幸
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（石狩後志）	委員	太田 誠
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（檜山）	委員	松崎 敏文
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（檜山）	委員	成田 直彦
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（渡島）	副会長	阿部 国雄
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（渡島）	委員	吉田 直樹
日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（渡島）	委員	森 祐
水産林務部水産局漁業管理課	漁業管理課長	物見 文雄
水産林務部水産局漁業管理課	課長補佐（管理調整第二）	大津 康義
水産林務部水産局漁業管理課	課長補佐（遊漁内水面）	齊藤 義裕
水産林務部水産局漁業管理課	管理調整第一係長	藤原 智史
水産林務部水産局漁業管理課	遊漁内水面係長	安達 英紀
水産林務部水産局漁業管理課	主事	西田 至
宗谷海区漁業調整委員会（日ま連事務局）	事務局長	辻 宏幸
宗谷海区漁業調整委員会（日ま連事務局）	専門主任	藤木 亜季
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	武田 健太郎
留萌海区漁業調整委員会	主任	大川 梓
石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	中山 威尉
石狩後志海区漁業調整委員会	主事	小林 千紗
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	三上 征己
檜山海区漁業調整委員会	主事	駒形 柊
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	山本 健太郎
宗谷総合振興局産業振興部水産課	技師	蝦名 朱里
石狩振興局産業振興部水産課	水産振興係長	吉田 明弘
後志総合振興局産業振興部水産課	漁業管理係長	竹嶋 寿弥
渡島総合振興局産業振興部水産課	漁業管理係長	山口 徹大

第14期第2回 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 配席図

令和8年2月24日(火)13:30~

札幌第2水産ビル 4S会議室

○	○	○	○	○	○	○
山口係長 (石島水産課)	竹嶋係長 (後志水産課)	予備	予備	予備	予備	予備

○	○	○	○	○	○	○
吉田係長 (石狩水産課)	蝦名技師 (宗谷水産課)	駒形主事 (檜山)	小林主事 (石狩後志)	大川主任 (留萌)	漁業管理課 西田主事	予備

○	○	○	○	○	○	○
藤木専門主任 (宗谷)	山本事務局長 (渡島)	三上事務局長 (檜山)	中山事務局長 (石狩後志)	武田事務局長 (留萌)	漁業管理課 藤原係長	漁業管理課 安達係長

○	○	○	○	○	○
	辻事務局長 (宗谷)	桜庭会長 (宗谷)	漁業管理課 物見課長	漁業管理課 大津補佐	漁業管理課 齊藤補佐

○	沖野委員 (宗谷)
○	
○	三浦副会長 (留萌)
○	佐々木委員 (留萌)

森委員 (渡島)	○
吉田委員 (渡島)	○
阿部副会長 (渡島)	○

	河崎委員 (石狩後志)	太田委員 (石狩後志)		松崎委員 (檜山)	成田委員 (檜山)
--	----------------	----------------	--	--------------	--------------

(傍聴者席)

--	--	--	--	--	--

入口

入口

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会規程

(設置)

第1条 宗谷、留萌、石狩後志、檜山及び渡島海区地先海面におけるまぐろ漁業の調整を図り、もって漁業秩序の確立を期するため、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第147条第4項の規定により、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、主たる事務局を会長の所在地に置き、従たる事務局を副会長の所在地に置く。

(構成)

第3条 委員会は、宗谷、留萌、石狩後志、檜山及び渡島海区漁業調整委員会の委員の中から選出された各同数の委員をもって組織し、委員の定数は15名とする。

- 2 会長に関する事項は、法第151条において準用する法第137条第2項に規定するところによる。
- 3 委員会に副会長を置く。
- 4 副会長は4名とし、委員が互選する。

(会長の職務)

第4条 会長の職務に関しては、法施行令第13条第1項を準用する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 3 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議に関しては、法第145条及び法施行令第15条において準用する法施行令第14条に規定するところによる。

- 2 委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会の会議は、あらかじめ通知した事項に限って審議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第7条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要事項

第8条 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員2名がこれに署名する。

(事務決裁)

第9条 会長が不在の従たる事務局において、会長の決裁が必要な承認等の事務処理を行う場合には、会長に代わって副会長が代決処理することができる。

(書記)

第10条 委員会に書記を置くことができる。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

付 則

この規程は、昭和51年5月27日から施行する。

昭和56年3月24日一部改正

平成13年2月28日一部改正

平成16年3月16日一部改正

令和3年3月1日一部改正

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号 (案) 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号</p> <p>北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業及びびまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和8年__月__日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>桜庭 研兒</u></p> <p>1 操業の制限 次に掲げる海域及び期間においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。 (1) 省略</p> <p>(2) 制限期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>2～16 省略</p> <p>17 取扱要領等 この指示に定めるもののほか、承認事務に係る取扱いについては、日本海まぐろ漁業事務取扱要領及び日本海まぐろ漁業事務取扱方針の定めるところによる。</p> <p>附則 この指示は、令和8年__月__日から施行する。</p>	<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号</p> <p>北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業及びびまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和7年2月17日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>須永 忠幸</u></p> <p>1 操業の制限 次に掲げる海域及び期間においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。 (1) 省略</p> <p>(2) 制限期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>2～16 省略</p> <p>17 取扱要領等 この指示に定めるもののほか、承認事務に係る取扱いについては、日本海まぐろ漁業事務取扱要領及び日本海まぐろ漁業事務取扱方針の定めるところによる。</p> <p>附則 この指示は、令和7年2月17日から施行する。</p>	<p>○年次の更新</p> <p>○会長の変更</p> <p>○年次の更新</p> <p>○年次の更新</p>

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号 (案)

北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
会 長 桜 庭 研 兒

1 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。

(1) 制限海域

ア 宗谷海域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第1号 稚内市宗谷岬灯台中心点

基点第2号 天塩郡豊富町と同郡幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から0度の線と北緯45度40.1分の線との交点

点2 北緯45度40.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点3 北緯45度0.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

イ 留萌海域

次の基点第2号、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第2号 天塩郡豊富町と同郡幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

- 点6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

ウ 石狩後志海域

次の基点第3号、点8、点9及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点

エ 渡島檜山海域

次の基点第4号、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第5号 松前郡松前町白神岬灯台中心点
- 基点第6号 青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点
- 基点第7号 松前郡松前町松前小島灯台中心点
- 点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点10 点11から270度の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点11 基点第7号から150度30分、14,000メートルの点
- 点12 基点第7号から131度、17,000メートルの点
- 点13 基点第5号から180度、10,000メートルの点
- 点14 基点第5号と基点第6号を結んだ線の中心点

オ 武蔵堆海域

次の点4、点6、点15、点16及び点4を順次に結んだ線に囲まれた海域

- 点4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- 点16 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

カ 特定海域

次の点7、点8、点9、点15及び点7を順次に結んだ線に囲まれた海域

- 基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
- 点7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
- 点15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

(2) 制限期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 操業期間

- (1) 渡島檜山海域 5月1日から翌年1月31日まで
- (2) その他の海域 7月1日から 12月31日まで

3 操業の承認対象者

操業の承認対象者は、次のとおりとする。

- (1) 前年度において、この漁業の承認を受けてまぐろ釣り漁業を誠実に操業した者
- (2) その他委員会が特に事情やむを得ないと認めた者

4 承認をしない場合

次の事項に該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 使用漁船が道内に住所を有する者の申請の場合は、その住所地の総合振興局又は振興局の所管区域（二海郡八雲町熊石地区は檜山振興局に、天塩郡幌延町は留萌振興局の所管区域にあるものとみなす。以下同じ。）以外に、道外に住所を有する者の申請の場合は、その住所地の都府県以外に、根拠地を有する漁船の場合。ただし、自己の所有する漁船の場合はこの限りではない。
- (2) 共同経営で申請する者で、道内に住所を有する者は、その住所地の総合振興局又は振興局の所管区域以外に、道外に住所を有する者は、その住所地の都府県以外に、住所を有する者との共同経営をする場合。ただし、漁業協同組合を同じくする者との共同経営はこの限りではない。
- (3) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (4) その他委員会が不適當と認めた場合

5 承認隻数の制限

武蔵堆海域における承認隻数は100隻以内とする。

6 漁具の制限

はえなわの針数は1隻につき500本以内とする。

7 承認対象海域

前年度において、委員会の承認を受けた操業海域の範囲内とする。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

8 陸揚港

(1) 道内船の陸揚港は、次のとおりとする。

ア 申請者の住所を有する市町村に面する海域で操業する者にあつては、その海域に面する3港以内とする。ただし、二海郡八雲町にあつては熊石地区に住所を有する者に限る。

イ 前記以外の海域で操業する場合にあつては、海域ごとにその海域（武蔵堆海域及び特定海域にあつては、その隣接する海域）に面する1港とする。ただし、渡島総合振興局管内の市町村に住所を有する者で、前記以外の者が渡島檜山海域で操業する場合は、当該海域に面さない渡島総合振興局管内の市町村内に別に1港を認めるものとする。

(2) 道外船の陸揚港は、承認を受けようとする海域ごとにその海域（武蔵堆海域及び特定海域にあつては、その隣接する海域）に面する2港以内とする。

(3) 前各号の他、委員会が事情やむを得ないと認めた場合は別に認めるものとする。

9 漁獲物の陸揚げ制限

漁獲物は、天災、その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚港以外に陸揚げし又は他の船舶に転載してはならない。

10 漁具標識の設置義務

はえなわ漁業の操業承認を受けた者は、漁具に標識（ボンデン）を付するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。

また、夜間については事故防止のため当該漁具標識に灯火を付けなければならない。

11 承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろ釣り漁業を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければ

ならない。

12 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

13 操業協定

- (1) 武蔵堆海域において操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため、操業開始前に、まぐろ釣り漁業を営む者と他種漁業を営む者の間で操業協定を締結しなければならない。
- (2) その他の海域においては、まぐろ釣り漁業を操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため必要と認めるときは、操業協定を締結しなければならない。
- (3) 前各号により、操業協定を締結したときは、これを遵守しなければならない。

14 船団編成

まぐろ釣り漁業の操業承認を受けた者は、承認海域ごとに船団責任者を定め、船団を編成しなければならない。

15 漁獲成績報告書の提出

まぐろ釣り漁業の承認を受けた者は、当該漁業終了後遅滞なく別に示す「様式」により漁獲成績報告書2部を委員会に提出しなければならない。

16 指摘事項の遵守

前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上まぐろ釣り漁業の操業に関し必要な事項を指摘したときは、これに従わなければならない。

17 取扱要領等

この指示に定めるもののほか、承認事務に係る取扱いについては、日本海まぐろ漁業事務取扱要領及び日本海まぐろ漁業事務取扱方針の定めるところによる。

附 則

この指示は、令和8年 月 日から施行する。

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号 (案) 新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号</p> <p>北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>令和<u>8</u>年<u> </u>月<u> </u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>秘庭 研兒</u></p> <p>1 操業の禁止 北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を禁止する。</p> <p>2 制限期間 令和<u>8</u>年4月1日から令和<u>9</u>年3月31日まで</p> <p>附則 この指示は、令和<u>8</u>年<u> </u>月<u> </u>日から施行する。</p>	<p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号</p> <p>北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次のとおり指示する。</p> <p>令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>須永 忠幸</u></p> <p>1 操業の禁止 北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を禁止する。</p> <p>2 制限期間 令和<u>7</u>年4月1日から令和<u>8</u>年3月31日まで</p> <p>附則 この指示は、令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日から施行する。</p>	<p>○年次の更新</p> <p>○会長の変更</p> <p>○年次の更新</p> <p>○年次の更新</p>

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号 (案)

北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和8年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
会 長 桜 庭 研 兒

1 操業の禁止

北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を禁止する。

2 制限期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

附 則

この指示は、令和8年 月 日から施行する。

日本海まぐろ漁業事務取扱要領（案）新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>日本海まぐろ漁業事務取扱要領</p> <p>令和<u>8</u>年<u> </u>月<u> </u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>桜庭 研兒</u></p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>須永 忠幸</u></p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号（以下「委員会指示」という。）に基づく承認事務の取扱いは、この要領により行うものとする。</p> <p>1～14 省略</p> <p>附則 この要領は委員会指示の施行の日から施行する。</p>	<p>日本海まぐろ漁業事務取扱要領</p> <p>令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>須永 忠幸</u></p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号（以下「委員会指示」という。）に基づく承認事務の取扱いは、この要領により行うものとする。</p> <p>1～14 省略</p> <p>附則 この要領は委員会指示の施行の日から施行する。</p>	<p>○年次の更新</p> <p>○会長の変更</p>

日本海まぐろ漁業事務取扱要領（案）

令和8年__月__日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
会長 桜庭 研 兒

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号（以下「委員会指示」という。）に基づく承認事務の取扱いは、この要領により行うものとする。

1 操業承認の申請

まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業の承認を受けようとする者は、操業承認申請書（別記第2号様式）を、申請者の所属する漁業協同組合で取りまとめ、承認申請一覧表（別記第1号様式）を添えて、次の区分により日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

- (1) 委員会を構成する海区漁業調整委員会が所轄する海面に面する地区内に主たる漁業根拠地を有する者が申請する場合は、所轄する海区漁業調整委員会の事務局に提出すること。
- (2) 前号以外の者が申請する場合は、申請者の主たる漁業根拠地の地先海面を所轄する海区漁業調整委員会（道外にあっては、都府県知事）を経由し、主たる陸揚港が所在する地先海面を所轄する海区漁業調整委員会の事務局に提出すること。
ただし、道外の者であって武蔵堆又は特定海域について承認を受けようとする場合は、宗谷海区漁業調整委員会の事務局に提出すること。

2 申請書の提出期限

申請書は次の期日までに関係事務局に必着するよう提出すること。

ただし、委員会が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 渡島檜山海域 4月10日
- (2) その他の海域 6月10日

3 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 所属漁業協同組合長の意見書
- (2) 本取扱要領1の(2)に該当する場合は、経由する海区漁業調整委員会会長（道外にあっては都府県知事）の副申書

- (3) 漁船原簿謄本（本取扱要領1の（1）に該当する者を除く。）
- (4) 共同申請の場合は、代表者選定届
- (5) 用船の場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明添付）
- (6) その他委員会が必要と認め指示する書類

4 事務局の所在地

申請書等の提出に係る事務局は次のとおりとする。

- (1) 宗谷海区漁業調整委員会
〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎内
電話 0162-33-2971
- (2) 留萌海区漁業調整委員会
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎内
電話 0164-42-8475
- (3) 石狩後志海区漁業調整委員会
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎内
電話 0136-23-1395
- (4) 檜山海区漁業調整委員会
〒043-8558 檜山郡江差町陣屋町336番地3 北海道檜山合同庁舎内
電話 0139-52-6556
- (5) 渡島海区漁業調整委員会
〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎内
電話 0138-47-9488

5 操業承認についての選考

承認については、次の事項を勘案し選考する。

- (1) 前年度における、まぐろ釣り漁業の着業実績の有無
- (2) 委員会指示、その他漁業秩序維持の遵守の程度
- (3) その他委員会が特に必要と認めた事項

6 操業承認内容の変更

操業承認内容を変更しようとするときは変更申請書（別記第4号様式）を提出し、承認を受けること。

7 操業承認証の再交付申請

承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに再交付申請書（別記第5号様式）を提出すること。

8 操業承認証等の交付

承認証（別記第3号様式）は、所属漁業協同組合等を経由して漁船確認の上、申請者又は操業責任者に交付する。

9 船団名簿の作成

船団責任者は、船団構成及び事務所所在地を記載する船団名簿を作成し、主たる事務所に据え置きするとともに、委員会が指示するときは速やかに提出しなければならない。

10 休業届及び廃業届の提出

承認を受けた者は、やむを得ず休業又は廃業しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を記載した休業届及び廃業届（別記第6号様式）を提出するものとする。

11 漁獲成績報告書の提出

まぐろ漁業漁獲成績報告書の提出にあたっては、別記第7号様式とする。

8 操業承認証等の交付

承認証（別記第3号様式）は、所属漁業協同組合等を経由して漁船確認の上、申請者又は操業責任者に交付する。

12 承認番号の統一化

各海区が承認する漁船に明示する番号は、次のとおり定める。

宗谷海区漁業調整委員会・・・・・・1000～1999

留萌海区漁業調整委員会・・・・・・2000～2999

石狩後志海区漁業調整委員会・・・・3000～3999

檜山海区漁業調整委員会・・・・・・4000～4999

渡島海区漁業調整委員会・・・・・・5000～5999

13 標識板等の様式

委員会指示12で規定する標識板等は別記第8号様式を標準とする。

14 承認船名簿の送付

違反の未然防止及び漁場調整（遊漁者との紛争防止等）等を図るため、委員会は承認船名簿を主たる事務局で取りまとめの上、漁業取締船（北王丸、海王丸）及び関係海上保安部など関係機関に送付するものとする。

附 則

この要領は委員会指示の施行の日から施行する。

まぐろ 漁業操業承認申請書

まぐろ 漁業の操業の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

令和 年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

記

1 船 名

2 漁船登録番号

3 船舶総トン数

4 操業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 操業海域 海域 海域 海域

6 根拠地

7 陸揚港 主 港 従 港 港 港

8 所属漁業協同組合 漁業協同組合

9 所属船団 船団

10 船舶所有者 住 所

氏 名

日まぐろ連海認第 号

まぐろ 漁業操業承認証

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第 号に
基づき、次のとおり承認する。

住 所

氏 名

- 1 船 名
- 2 漁船登録番号 -
- 3 船舶総トン数 トン
- 4 操業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 操業海域 裏面指示海域のうち
海域
- 6 根拠地
- 7 陸揚港 主 港 従 港
- 8 所属漁業協同組合 漁業協同組合
- 9 所属船団 船団
- 10 船舶所有者 住 所
氏 名

令和 年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

まぐろ 漁業操業承認の内容変更承認申請書

令和 年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

まぐろ 漁業の操業承認について、変更の承認を受けたいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号 日まぐろ連海認第 号

2 承認年月日 令和 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする理由

まぐろ 漁業操業承認証の再交付申請書

令和 年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

まぐろ 漁業操業承認証の再交付を受けたいので、
次のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 日まぐろ連海認第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

まぐろ漁業 休業 届
廃業

令和 年 月 日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名

次の漁業についてやむを得ず 休業 することとします
廃業
ので、届出いたします。

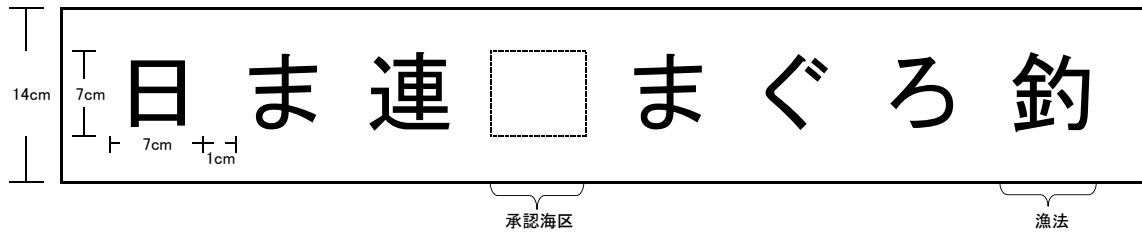
記

- 1 漁業種類 まぐろ 漁業
- 2 承認番号 日まぐろ連海認第 号
- 3 船 名
- 4 総トン数 トン
- 5 漁業根拠地 主 港 従 港
- 6 休業の理由
廃業

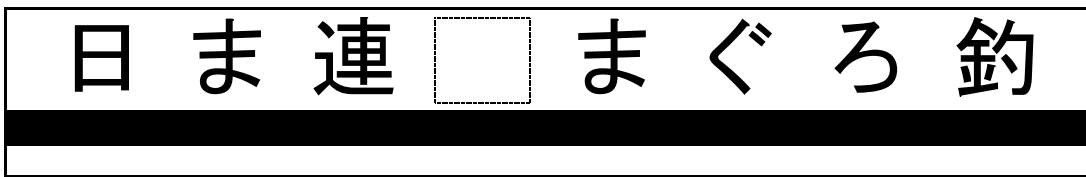
別記第8号様式 標準標識板等

まぐろ釣り漁業

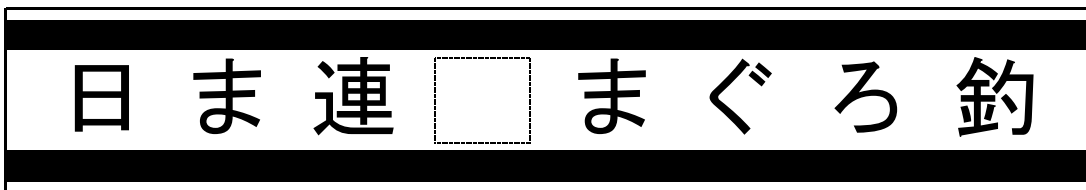
(1) 地先海域



(2) 地先海域及び武蔵推海域並びに地先海域・武蔵推海域及び特定海域



(3) 地先海域及び特定海域



※ 地色～白地

文字～黒字

線～赤色

文字の大きさは縦・横7センチメートルとする。

内は承認した事務局の委員会頭文字を記入する。

日本海まぐろ漁業事務取扱方針（案）新旧対照表

新	旧	改正事由等
<p>日本海まぐろ漁業事務取扱方針</p> <p>令和<u>8</u>年<u> </u>月<u> </u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>桜庭 研兒</u></p>	<p>日本海まぐろ漁業事務取扱方針</p> <p>令和<u>7</u>年<u>2</u>月<u>17</u>日</p> <p>日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会 会長 <u>須永 忠幸</u></p>	<p>○年次の更新</p> <p>○会長の変更</p>
<p>1～6 省略</p> <p>附則 本方針の適用期間は令和9年度までとし、次回見直しは令和10年度とする。 この方針は委員会指示の施行の日から施行する。</p>	<p>1～6 省略</p> <p>附則 本方針の適用期間は令和9年度までとし、次回見直しは令和10年度とする。 この方針は委員会指示の施行の日から施行する。</p>	

日本海まぐろ漁業事務取扱方針（案）

令和8年__月__日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
会長 桜庭研兒

1 目的

日本海に来遊するまぐろは、回遊資源の年変動が激しいこともあり、漁場が形成される海域範囲も年によって大きく変化する傾向が見られる。

また、まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）は、着業者の多くが小型船を利用し、他種漁業との兼業により漁業経営を行っており、その年の来遊規模によって着業者数が変動するほか、資源管理に取り組むために着業を控えるなど、毎年継続的に着業することが難しい実態となっている。

本事務取扱方針は、本漁業の現況を踏まえ、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号（以下「委員会指示」という。）及び日本海まぐろ漁業事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく承認に際して、明瞭な基準等を設け、承認事務の統一化を図るために定めるものである。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「地元委員会」とは、事務局所在地の各海区漁業調整委員会のうち、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会長又は副会長を代表とする委員全体を指している。

また、本方針5（7）における「当該委員会」についても同意義とする。

(2) 「地元海域」とは、申請者の主たる漁業根拠地が所在する総合振興局又は振興局の所管区域（所管区域は委員会指示4（1）による。）に面する武蔵堆及び特定海域を除く委員会指示1（1）の海域をいう。なお、本方針5においては、取扱要領1（2）の申請者の主たる陸揚港の所在地に面する海域についても、地元海域とみなすものとする。

3 承認枠の設定

(1) 次のとおり承認枠を設定し、当該漁業の調整及び漁業経営の安定化を図るものとする。なお、承認枠は、着業実績者と認められた者に対する着業実績枠と地元委員会が留保する海区保有枠の合計として、別添の日本海まぐろ釣り漁業承認枠数一覧表のとおりとする。

所管機関	承認枠
宗谷海区漁業調整委員会	124隻
留萌海区漁業調整委員会	138隻
石狩後志海区漁業調整委員会	79隻
檜山海区漁業調整委員会	142隻
渡島海区漁業調整委員会	242隻
青森県	46隻
千葉県	1隻

(2) 承認枠は、見直し年次の操業前に開催する本委員会で決定する。

4 取扱要領第5 操業承認についての選考基準

(1) 前年度におけるまぐろ釣り漁業の着業実績の有無

本漁業の現況を踏まえ、委員会指示3に挙げる「前年度において、この漁業の承認を受けて、まぐろ釣り漁業を誠実に操業した者（以下「着業実績者」という。）」のほか、下記に該当する者は着業実績者と認め、本漁業の操業を承認するものとする。

ア 令和7年度の承認枠見直し時に、着業実績者と認められた者で、令和4年度以降、これまでに一度でも着業した実績を有する者

なお、平成30年度以降、北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に応じた資源管理の取組により操業していない者についても、着業した実績を有する者とみなす。

イ 前記ア以外の者で、令和7年度以降、親族間承継、相続、共同経営化、法人化又は法人の合併若しくは分割による承継により、新たに本漁業の操業承認を受有した者で、これまでに一度でも着業した実績を有する者

ウ 令和4年度から令和6年度までの3か年間に於いて、前記イ以外により、新たに本漁業の操業承認を受有し、これまでに一度でも着業した実績を有する者のうち、地元委員会により特に適当であると認められた者

エ 複数海域の承認を有する者については、前各記のほか、一部の海域で着業実績を有していれば、承認を有する全ての海域の着業実績者とする。

(2) 委員会指示、その他漁業秩序遵守の程度

ア 漁業秩序遵守の精神を著しく欠く者は、委員会指示4に規定する承認をしない場合に該当するものとする。

イ 委員会指示に従わない者（海域の違反、陸揚港指定違反、報告義務違反等）にあつては、承認事務を行った海区漁業調整委員会の事務局で事実を確認のうえ、委員会に文書にて報告すること。

ウ 前記イの報告に基づき、当該者が委員会指示4に規定する「承認をしない場合」に該当するか、委員会に諮るものとする。

(3) その他委員会が特に必要と認めた事項

新たに本漁業を営もうとする者（以下「新規着業者」という。）については、漁場利用上支障がなく、まぐろ釣り漁業への依存度や経営その他の事情を勘案して、次によるもののほか、関係機関（漁業協同組合、まぐろ協議会）の意見を聞いた上で、地元委員会が特に適当と認めた者について、本漁業の操業を承認するものとする。

ア 着業実績者が廃業又は死亡して親族間承継又は相続（以下「親族間承継等」という。）により本漁業を営む場合

イ 本漁業の操業承認を受有した者が、本漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して本漁業を営む場合又はその者若しくはその者の本漁業に従事する者を主たる構

成員若しくは社員とする法人（以下「共同経営化等」という。）として本漁業を営む場合。その他これらに準ずる場合

ウ 本漁業の操業承認を受有した法人が合併により解散し、又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人（以下「合併後存続する法人等」という。）が本漁業を営む場合

5 承認時における承認枠の利用等について

- (1) 着業実績者に対する承認は着業実績枠を利用するものとする。
- (2) 新規着業者に対する承認は海区保有枠を利用するものとする。ただし、本方針で別に定める場合はこの限りではない。
- (3) 海区保有枠により承認を受けた新規着業者は、単年度限りの承認とする。ただし、地元委員会により特に適当であると認められた場合はこの限りではない。
- (4) 新規着業者が操業できる海域は、地元海域のみとする。ただし、本方針の規定により、地元海域以外での承認を受有した場合は、この限りではない。
- (5) 親族間承継等、共同経営化等及び合併後存続する法人等による場合は、本漁業の操業承認を受有した者の地位を承継するものとする。
- (6) 着業実績者が廃業又は死亡した場合、その枠を利用し承認を受けようとする者（親族間承継等により本漁業の操業を受有する者を除く。）で、地元委員会により特に適当であると認められる者については、地元海域以外にその着業実績者が受有していた操業海域で承認を受けることができるものとする。
- (7) 着業実績者及び新規着業者のうち、地元委員会により特に適当であると認められた者が、地元海域ほか受有する承認海域以外で操業を希望する場合には、地元委員会（道外船にあっては承認申請書提出先委員会）を通じ、該当する海域の地元委員会に要望書を提出するものとし、当該委員会の同意を受けなければ、承認をすることができないものとする。なお、要望があった際、当該委員会は、関係機関（漁業協同組合、まぐろ協議会）の意見を聞いた上で、同意の有無について地元委員会へ文書にて回答するものとする。
- (8) 新たに武蔵堆海域及び特定海域で操業を希望する者の承認に当たっては本委員会に諮り承認の可否を決定する。

6 暫定承認の取扱い

- (1) 本漁業の特性から数年ごとに突発的に大回遊が予想されることから、承認枠とは別に暫定枠を定めることとする。
- (2) 暫定枠が必要かどうかの決定については、正副会長で協議のうえ決定するものとする。
- (3) 暫定枠の承認に当たっては、単年度限りの承認として実績者とは見なさない。
- (4) 承認に当たっては、操業海域を地元海域に限定する。

附 則

本方針の適用期間は令和9年度までとし、次回見直しは令和10年度とする。
この方針は委員会指示の施行の日から施行する。

日本海まぐろ漁業承認枠数一覧表

区分	承認枠数	着業実績枠数	保有枠数	海域別承認															
				1	1,2,5	1,5	2	2,4	2,5	2,6	2,5,6	2,4	3	3,4	3,4,6	4	2~6	2,4,5	1~5
海区																			
宗谷	124	65	59	45	20														
留萌	138	58	80		31		16	2	8	1									
石狩 後志	79	20	59									18	2						
檜山	142	73	69											73					
渡島	242	114	128													112	2		
道内計	725	330	395	45	20	31	16	2	8	1	18	2	185	2					
青森県	46	44	2					2						42					
千葉県	1	1	0															1	
道外計	47	45	2					2								42			1
総計	772	375	397	45	20	31	16	2	8	1	18	2	227	2					1

※各海区及び各県の所管する承認枠数は、着業実績枠と海区保有枠の合計数

議案第 3 号 武蔵堆海域における操業要望について

1. 操業要望者

苫前町（北るもい漁業協同組合 組合員）

■■■■■

■■■■■

2. 武蔵堆海域の承認・着業状況

(1) 武蔵堆海域の承認制限隻数 100隻

(2) 武蔵堆海域の承認隻数

	宗 谷	留 萌	渡 島	道 外	合 計
令和5年度	20	25	2	1	48
令和6年度	20	25	2	1	48
令和7年度	20	25	2	1	48

(3) 武蔵堆海域の着業隻数

	宗 谷	留 萌	渡 島	道 外	合 計
令和5年度	0	7	0	0	7
令和6年度	0	13	0	0	13
令和7年度	0	11	0	0	11

【 参 考 】

日本海まぐろ漁業事務取扱方針

- 5(8) 新たに武蔵堆海域及び特定海域で操業を希望する者の承認に当たっては本委員会に諮り承認の可否を決定する。